〇桂川町同和問題の早期解決に関する条 例

(平成7年12月22日) 条 例 第 22 号)

(目的)

第1条 この条例は、最も深刻にして重大な社会問題である同和問題の早期解決の ための基本となる事項を定め、もつて差別のない明るい町の実現に寄与すること を目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため必要な施策を推進するとともに、行政の すべての分野で町民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(町民の課題)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別をなくすための 施策に協力し、自らも部落差別をはじめ、人権侵害に関する行為をしないように 努めるものとする。

(町の施策の推進)

第4条 町は、基本的人権を擁護し、部落差別をなくすために国・県と協力して、 必要な施策の推進に努めるものとする。

(啓発の充実)

第5条 町は、町民の人権意識の普及高揚を図るため、人権に関する啓発の推進に 努めるものとする。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

この条例は、公布の目から施行する。